

Hong Kong Tax Alert

9 Jan 2018
2018 Issue No. 2

貸倒債権が税務上損金算入されるのはどの時点か

先日の初級法院(以下「CFI」)の決定は、納税者が債権の回収に対し法的措置を一切行っていない場合でも、貸倒引当金に対する損金算入が可能となるという国税審判所の決定について、内国歳入庁長官(以下「長官」)が行った提訴に対するものです。¹

この案件では、債権が回収不能であるかを決定する際の判定は、合理的かつ賢明なビジネスパーソンが、案件の事実や状況及び回収可能性を勘案した上で、どのように判断するかという視点から結論付けられるものであることを示しています。

従って、合理的かつ賢明なビジネスパーソンが訴訟費用をかけることなく、債権が回収不能であると結論付ける場合が起こります。すなわち、法は納税者に対し、不良債権に更に資金を投入することを要求していません。

この案件でCFIは、長官の提訴理由のほとんどが実際の法的観点を含んでいないとして、長官の主張を退けました。

この案件は貸倒債権の損金算入性を含む証拠と議論が非常に専門的で複雑になることを示しています。このような案件に該当する場合やご不明点等がございましたら、貴社の税務担当者にご相談下さい。

当タックス・アラートでは、この案件の結論と関連する問題について考察します。

1. 内国歳入庁長官 対 Right Margin Limited (HCIA 4/2016) の案件

案件の事実

1993年頃、不動産開発会社5社によって設立された合弁会社Victory World Limited(以下「VWL」)は、九龍地区の住宅開発に従事していました。5社の不動産開発会社の1社で、チャイナケム・グループに属するChime Corporation Limited(以下「チャイム社」)は、VWLの株式の10%を保有していました。

合弁事業(以下「JV」)の条件は、1996年5月のJV契約書によって正式に策定されました。JV契約書では、資金調達に関して以下のように明記されています。

- (i) 住宅開発部分が、銀行借入金や他の外部負債によって資金調達できない場合、JVパートナー5社は、VWLの各々の持株比率に基づいた株主貸付金によりVWLに貸付を行う旨を合意している。
- (ii) 株主貸付金は、以下の通り定められている。
 - (a) 無担保で、VWLの取締役会が定める固定利率を用いる。
 - (b) 元本及び利息の一部または全額について、VWLが清算された場合を除き、取締役会の決議によって返済期限が決められる。
- (iii) 住宅開発の売却収入は、全ての銀行借入金及び外部負債を返済後、まず株主貸付金の元本の返済に充当され、次に株主貸付金の未払利息の返済に充てられる。

不動産開発業者5社からVWLへの株主貸付金のうち、チャイム社については、本件納税者であるチャイム社の100%の子会社からの貸付けとして実施されました。納税者の主要事業活動は、利息収入を得る貸金業でした。JV契約の条件に従い、本件納税者は利息を実際には受け取らないものの、発生主義で収入として計上し、課税対象利益として申告しました。

1999年6月までに、VWLは納税者へ一定額の返済を行いました。返済は元本のみで未払利息が含まれないことが、VWL及び全JVパートナーによって合意されました。

上記の返済後である1999年6月30日現在、VWLは依然として本件納税者に約3億9,900万香港ドルの債務を負っていました。VWLはその時点で、多大な損失を伴う金額で住宅開発のほとんどを既に売却済でした。VWLは、住宅開発以外の他の事業は行っていませんでした。VWLの残余財産の価値は、本件納税者及び株主貸付金を供与した他の4社のJVパートナーへ返済すべき残額よりも少額でした。

1999年6月30日付のVWLの純資産価値(株主貸付金を除く)は約17億9,000万香港ドルであり、これに基づいて、納税者はその10%である1億7,900万香港ドルが受領できると見積っていました。この見積りに基づき、本件納税者は1999年6月終了事業年度において、2億2,000万香港ドル(債権額:3億9,900万香港ドルから回収可能予想額:1億7,900万香港ドルを控除)の貸倒引当金を計上しました。1999年6月30日現在の2億2,000万香港ドルの引当金のうち、本件納税者貸付金の利息に関するものは1億5,600万香港ドルで、6,400万香港ドルは未回収の元本に関連していました。

内国歳入庁副長官は、納税者の2億2,000万香港ドルの引当金に係る損金算入を全額否認しました。これは、1999年6月30日時点での貸倒状態にあることを、納税者が査定担当官に十分証明できなかったからです。

納税者が調停機関(以下「BOR」)の国税審判所に提訴した際、1億5,600万香港ドルの未収利息の引当金に焦点が絞られました。その際に納税者は、BORに対して、未回収となっている株主貸付金の元本6,400万香港ドルに関連する引当金が損金不算入であることを受け入れました。

1億5,600万香港ドルの未収利息に対する引当金に対し、BORが行った納税者を支持する評決について、長官はCFIへの提訴を行いました。

BORの決定に対するCFIへの提訴は、法的観点についてのみ可能であり、事実の観点については、BORの評決が最終的なものであることに留意する必要があります。

長官の提訴に対する初級法院の決定

法律

内国歳入法(以下「IRO」)第16条(1)(d)の下で、損金算入は、商取引、事業、または職業上によって発生した不良債権に対し、査定の基準期間で査定官が以下のように承認した場合、損金算入が認められます。

(i)... 損金算入は以下の場合にのみ認められる

- [a] 発生した期間に課税対象利益を発生させる取引の対価に含まれる
- [b] 香港にて貸付を生業とする事業者による貸付金である

BORにおいて納税者が主張した法的根拠

VWLの取締役会の決議、またはVWLの清算時のみにおいて、納税者からVWLへの貸付金の元本及び利息が返済される事を考慮すると、納税者からVWLへの貸付金は納税者による資金業の通常の過程で行われていなかつたと言える可能性があります(主要事業活動が資金業であったにもかかわらず)。

従って、納税者からVWLへの貸付金の元本6,400万香港ドルの引当金は、上記IRO第16条(1)(d)の(i) [b]に基づいて損金不算入となる可能性があります。

納税者はこれに基づいて、1999年6月30日現在の株主貸付金の未払利息に関連している1億5,600万香港ドルの引当金に対する損金算入をBORに提訴しています。

当該利息が、過去において納税者の課税対象の事業収入として発生主義で取り扱っていたことを考慮すると、未収利息に対する貸倒引当金は、上記IRO第16条(1)(d)の(i) [a]に基づいて、ほぼ間違いなく損金算入となるでしょう。

貸倒判定のための法的テスト

長官の法廷弁護人はCFIにおいて、債権が回収不能であるかを判定することは、合理的かつ賢明なビジネスパーソンが、債権の回収可能性が低いと結論づけるかどうかによることを認めています。この提訴に対する判例として「Graham v Commissioner of Inland Revenue (1995) 17 NZTC 12,107 at 12,110」の案件が引用されました。

しかし、1億5,600万香港ドルの未収利息に対する引当金が、1999年6月30日に終了する事業年度に貸倒れたことを、査定担当官に認めてもらうための立法責任を納税者に求めなかったことは、BORによる法的な誤りであると、CIRの法廷弁護人は異議を申し立てました。これは総額2億2,000万香港ドルの引当を行った後、2002年2月に納税者からVWLに20万香港ドルの追加貸付が行われたことが特に考慮されたものです。

CFIは、控訴理由に法的な観点が含まれていないとし、法廷弁護人の異議を却下しました。CFIは、BORが20万香港ドルの追加貸付について認識しているものの、納税者がいかにして追加貸付を行ったかについて、問題にすることなく証拠として受け入れたとしています。これは、未回収債権の一部は回収できないという納税者の過去の見解と相違しているわけではありません。

更にCFIは、一般的に事実確認に対する異議申立は、全ての確認に対する証拠が存在しないというような非常に限定的な状況においてのみ行われることであることを指摘しました。特定の証拠を承認するかまたは否認すべきであるか、その重み付けは裁判所ではなくBORが判断することとなります。

回収に関する法的措置は、貸倒引当金損金算入に当たり必ずしも必要ではない

他の2点の事実に依拠すると、CIRの法廷弁護人は、納税者が1999年6月30日現在の貸倒状況について査定担当官を納得させる証拠を提出していない旨を再度主張しました。2点の事実は以下の通りです。

- (i) 納税者がVWLに対する債権の回収に対して、法的強制力を伴ういかなる措置も取っていない。
- (ii) 1999年6月30日終了事業年度のVWLの財務諸表の注記では、VWLの負債に対して株主が十分な資金提供に合意していたため、VWLの財務諸表は継続企業の前提に基づき作成されている旨が記載されている。

しかしCFIは、納税者が債権回収の法的手段を取ってもなお回収不能であることが、貸倒引当金を損金計上するにあたっての法的条件ではないという見解を示しました。CFIは、合理的かつ賢明なビジネスパーソンが訴訟費用を支出することなく、債権が回収不能であると容易に結論付けることもあると考えました。すなわち法は、不良債権に更に資金を投入することを要求していません。

CFIはBORが合理的かつ賢明なビジネスパーソンとしてのアプローチに拠り、1999年6月30日現在のVWLの純資産価値を根拠として、VWLが保有する総額3億9,900万香港ドルのうち、2億2,000万香港ドルが回収不能であると結論付けたと認識しました。

財務諸表の注記に記載されているように、株主のVWLに対する財政支援の取組みについて、CFIは、法的強制力がなく、影響も不明(この取組みがVWLにではなく、監査人のみに提供されたかどうか等)であるとしたBORの見解には根拠があると判断しました。

従ってCFIは、長官の法廷弁護人の議論が法的観点を含んでいないとして否認しました。

過去の返済は元本または未払利息のいずれに対するものか

また長官の法廷弁護人は、以前の返済が全て株主貸付金の元本に対するものであり、未払利息に対するものではなかったという、BORの確認について異議を申し立てました。この主張が認められる場合、総額2億2,000万香港ドルの貸倒引当金のほとんどが未払利息に関連するものではなく、未払の元本に対するものということになります。従ってBORでの納税者の認識に基づいて、総額2億2,000万香港ドルの貸倒引当金のほとんどは損金不算入となります。

しかしCFIは、納税者からVWLへの株主貸付金がJV契約書の関連条項によって管理されていたという、BORが考慮していない証拠から、法廷弁護人の主張が認められる見通しがないものとして却下しました。

16条(1)(d)規定(i)に記載されている2点の条件の解釈は、総合的・累積的または個別的に行うべきであるか

BORによる証拠に基づいていない事実確認に対する異議に加えて(従って潜在的な法的見解を含み、提訴が可能)、長官の法廷弁護人は、BORにて検討されていない新たな法的視点を提起しました。

法廷弁護人は、損金算入のためには、債権が過去において課税対象となる事業収入であり、また貸金業の通常の過程で貸付けが行われた事の両方が含まれている旨を納税者が明示すべきであるとし、IRO16条(1)(d)規定(i)に含まれている上述の条件[a]及び[b]が総合的かつ累積的に解釈されるべきであると主張しました。

しかしCFIは規定の文言の明確な通常の意味を考慮し、債権が16条(1)(d)規定(i)[a]または[b]のいずれかの条件に該当する場合に損金算入可能であるとして、法廷弁護人の議論を明確に否定しました。

上記の法廷弁護人の提訴理由を却下した後(ここで議論されていない他の軽微な理由を含めて)、CFIは長官の提訴を却下しました。

論評

この案件では、債権が回収不能であるかを決定する際の判定は、合理的かつ賢明なビジネスパーソンが、案件の事実や状況及び回収可能性を勘案した上で、どのように判断するかという視点から結論付けられるものであることを示しています。

従って、合理的かつ賢明なビジネスパーソンが訴訟費用をかけることなく、債権が回収不能であると結論付ける場合が起こります。すなわち、法は納税者に対し、不良債権に更に資金を投入することを要求していません。

このような案件に含まれている証拠や主張の多くは、非常に専門的で複雑です。この案件は、以前の返済が利息ではなく元本の返済であるか、及び財務諸表の注記で開示されているような株主からVWLへの財政支援の取組みが法律で履行可能となるかどうかの問題を含んでいます。このような案件に該当する場合やご不明点等がございましたら、貴社の税務担当者にご相談下さい。

EY Contacts

Hong Kong office
Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

EY Asia-Pacific Business Tax Services Leader

Tracy Ho
+852 2846 9065
tracy.ho@hk.ey.com

EY Greater China Business Tax Services Leader

Chee Weng Lee
+852 2629 3803
chee-weng.lee@hk.ey.com

Hong Kong Business Tax Services partners, Ernst & Young Tax Services Limited

| | |
|--|--|
| Agnes Chan +852 2846 9921 agnes.chan@hk.ey.com | Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com |
| Owen Chan +852 2629 3388 owen.chan@hk.ey.com | Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com |
| Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com | Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com |
| May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com | |

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2018 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 03006050
ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

